

書 評

三好正巳編著『現代日本の労働政策』

(1985年4月 青木書店)

加 藤 佑 治

1

本書はわが国労働政策の現状について4年間にわたって集団研究をおこなったその成果である。まず本書の構成と執筆分担者を見ておくことにしよう。

序論 現代資本主義と労働政策 (三好正巳)

I 現代日本労働政策の性格 (同 上)

II 労働政策＝行政展開の諸段階 (坂野光俊)

III 企業「共同体」化と労使関係政策 (伍賀一道)

〔事例研究〕——(1) 地方自治体の労使関係政策 (同 上)

IV ME「合理化」下の労働関係と労働基準 (佐藤卓利)

〔事例研究〕——(2) 資本制家内労働と西陣賃機の労働関係 (横山政敏)

V 今日の雇用管理と労働力政策 (三富紀敬)

〔事例研究〕——(3) 特定不況地域の雇用保障 (同 上)

VI 「福祉国家」の危機と労働者福祉 (横山寿一)

〔事例研究〕——(4) 巨大企業の障害者雇用と「福祉」(上掛利博)

VII 労働財政合理化の展開過程とその現段階 (坂野光俊)

現代日本の労働政策を究明するに当って編者はその視角を明示している。すなわち本書執筆者全員の「合意の結果として、分析領域を労働市場から労働制度に移すことになった。つまり、資本蓄積、相対的過剰人口の累積、労働力政策という最も普遍的な展開をさげ、現代資本主義の政策体系のなかの労働政策を制度として分析することとした。しかも、制度の機能分析に対比して、構造的な分析を試みた」(はしがき)とされる。こ

のような視角をもって書かれた本書は、今日わが国において急速に新たな様相をもって展開しつつある労働政策の究明に重要な一石を投じた力作である。

本書は編者あとがきでものべられているように、「地理的に離れた研究者」達によってスケジュール調整の困難をおかしておこなわれた。編者はこれ等研究者が共通の理論的課題に「一応の解決をあたえながら、執筆者全員が共通の視点と手法をもって、それぞれの対象を分析することは、各人の研究関心の違いもあってかなり困難であった」（あとがき）と述べられている。筆者はこうした困難にもかかわらず、急激にかつ根本的に変化しつつあるわが国労働政策に対して本書の各執筆者が共通の鋭い問題意識のもとにそれぞれのテーマに迫り全体としてすぐれた現代労働政策解明の書たらしめていることに深く敬意を表するものである。

ところで筆者は当初本書各章にわたってそれぞれのその内容の紹介をおこない、それぞれについての筆者なりの見解を述べる意図であったが、結果的にはわずかな例外をのぞき編者三好教授の執筆になる序論「現代資本主義と労働政策」およびⅠ「現代日本労働政策の性格」に視点をしぼらざるを得なかった。それは筆者の批評力にもかかわるものではあるが、この序論およびⅠで提起された重要な問題意識——おそらくそれは4年間にわたっておこなわれた共同研究に参加した編者をはじめとする全執筆者の共同の成果でもあったろう——が本書全編を貫く流れをなしており、筆者にとっては与えられた時間と紙数において批評の任を果すにはこの方法が最善と思われたからである。ご了承を得たい。

2

まず「序論」である。この部分は全体で270ページにわたる本書の中でわずか12ページを占めるに過ぎないが、今日展開されつつある現代日本の労働政策の基本的特質についての編者の見解をきわめて圧縮した形で述べられており、評者にとってもっとも重く感じられた部分である。

序論「現代資本主義と労働政策」は、1 現代資本主義をどうとらえるか、2 労働政策と社会国家、3 労働基準の形成と労働者の3つの部分からなっている。序論の筆者である三好氏は序論第1節「現代資本主義をどうとらえるか」の冒頭を次のようなきわめて含蓄のある文章ではじめられる。「現代資本主義という概念は、ケインズ政策が実施さ

れ、資本主義のもとで繁栄が持続するようになり、貧困、不平等、経済的不安定という欠陥をもった古い資本主義が変化したということを含意していた。1950年代のアメリカ資本主義の繁栄を背景にして、資本主義は変わったという現代資本主義論が登場したのであった。このような経過からすれば、1980年代の今日の資本主義を、現代資本主義としてなお規定し続けるとすれば、古い資本主義の欠陥は、ケインズ政策の有効性がどうであれ、また非ケインズ主義のもとでも、それは再び現われるものでないことを実証しなければならない。この指摘についての評者の感想は後述することにして、三好氏はこの項において1980年代における今日の資本主義の政策をケインズ政策後の「非ケインズ政策」として把握されるが、この「非ケインズ政策」は1974年下期多くのOECD諸国で短期市場金利が高騰し、通貨成長が急速に減少して世界経済が後退期に入るや「ケインズ政策から非ケインズ政策への移行が始ま」ったとされる（4ページ）。だがこの世界的に展開される「ケインズ政策への反省」は、わが国をもふくめて、とくにわが国においてアメリカに対する「政治・軍事同盟を前提とするかぎり」レーガン政権のポリシー・ミックスはわが国の政策を「拘束することに留意する必要がある」（5ページ）と指摘される。そして氏はこの非ケインズ政策のもとで現代資本主義は「構造的雇用創出」を必要とするようになる。すなわちそれは、「失業率とインフレ率の国民経済的にもっとも合理的な組み合わせを目標とし、失業率をどこまでも下げるという完全雇用は放棄したもとのことである」、こうして「構造的雇用創出」をおこなうには、「自然失業率（実質賃金が生産性上昇率でしか上昇しないとときの失業率……原文のまま）」を制約している諸要因すなわち「失業保険制度、職業訓練、職業情報などを洗い直して、自然失業率を下げることによるほかに方法はない」。だが、こうした方法によって労働市場機能を回復し自然失業率を実現し、構造的雇用創出をおこないえたとしても、「それは複雑な労働関係のもとでの不安定な就労を強制することになる」（6ページ）とされる。そしてさらに三好氏は、また非ケインズ政策のもとにあっては実質賃金が生産性上昇の範囲でしか改善されないために、「労働市場機能」を回復させることによって「構造的失業」を解決しなければならない以上「不安定職業労働者の増大により、フェアな貿易条件のための国際労働基準の普及には、困難が増すことを留意しなければならない」（6ページ）という言葉でこの項を結んでいる。

ここに最近における非ケインズ政策の帰結を氏が予告しているように思えるが、このように見てくると筆者にとってきわめて難解に思われた冒頭一節の意味するところが、

つまり最近の非ケインズ政策が国内的にも、国際的にも資本主義の矛盾を激化させ、かつてケインズ政策がもっていた役割を決して担い得ないのだという氏の簡潔にして鋭い指摘が筆者にも見えてくるように思われるのである。

序論2の「労働政策と社会国家」では、ケインズ政策から非ケインズ政策に転換するのにもなる労働政策の変更において、行政の役割がきわめて大きくなっていくことが指摘され、政策転換の上での法形成と法執行の過程での行政の役割が拡大することの意味内容が深く分析される。すなわち三好氏によれば、OECD経済統計部が主張しているように労働政策の推進主体の側は「労働組合の交渉力、失業補償などの福祉制度」が労働市場機能を弱めており、これが現代資本主義の「雇用創出機能」を低下させているのであるとして、こうしたケインズ政策とともに築かれてきた労働制度の「改変」を迫って来ている。つまり実際の失業率が「自然失業率」をこえて上昇したとき「これまでの労働制度は、失業補償支出を増加させ実質賃金も引き続いて上昇させるように機能する」。だが、非ケインズ政策にとっては「労働制度」がこのように機能することは決して好ましくない。そこで、その構造を変えて、その機能が別のあらわれ方をするようにしむける」。こうして「安定的労使関係」を基盤として成り立っている「福祉国家」の基盤が揺がされることになる。すなわち「自然失業率」よりもさらに実際の失業率が上昇しているというのに、なおかつ失業補償を引き締め生産性上昇以下に実質賃金をおさえるということは、インフレという代償のもとで「完全雇用」を追求して福祉国家と称して来たケインズ主義にもとづいて来た「現代資本主義」にとって大きな「政策転換」である。なぜならばこの非ケインズ政策が「労働と生活の基準の改善を停止し、しかも一時的にではなく常態的に停止させ、ばあいによっては低下させることになるからである」。そしてさらに三好氏は、こうしたケインズ政策から非ケインズ政策への政策転換は、労働制度の構造に改変を迫るものではあるが、しかしながら「その改変の内容・程度がどれほどのものであるかは、現代資本主義の構造的危機の深刻さを計るために正確に推断する必要がある」（8ページ）としてその推断のための次の3つの指標を提示される。すなわち第1には「制度自体の改変がどの構造領域にまで及ぶものかを明らかにしなければならない」、第2には「法改正によるか否かにかかわらず、構造の変化によって制度機能にもたらされる影響をはっきりさせることである」。そして第3には「こうした制度の構造改変を進める力を見きわめることが必要である」とされる。そして氏は第1の例として労働基準法やさらに雇用保険法のどの範囲のどの部分に及ぶかを明ら

かにする必要がある、とされる。第2の例としては、労働者派遣事業法、男女雇用機会均等法の制定によって、労働基準法の総則規定にもりこまれた4つの原則(均等待遇、強制労働の禁止、中間搾取の排除、公民権行使の保障)のどこまでを「実質的に否定しようとしているのか」ということを明らかにするということである。そして第3の説明として氏は「こうした制度の構造改変」を進める力を見きわめるためには、経済レベルの問題としてはインフレが高まるもとの「高失業率すなわちスタグフレーション」、政治レベルでは「行政府権力の拡張をとどめようとする圧力を考慮しなければならない」とし「これこそまさに、不況にもかかわらず有効需要拡大政策をとらず『小さな政府』を志向する非ケインズのポリシー・ミックスの狙いなのである」(同ページ)とされる。以上のように氏はケインズ主義的労働政策の非ケインズの労働政策への転換が現代資本主義にとって一大転換であることを指摘し、さらにこの政策の転換がどれほどのものであるかを正しく推しはかるための指標を提示されておられるのであるがさらに氏はこうした前提の上に次のようにきわめて興味深い指摘をされている。すなわち「ところで、労働制度の改変をふくむ政策転換に合意を求めようとするとき、社会国家の立法の過程では政策決定のサブシステムが拡張・活用される。たとえば国家行政組織法にもとづき法令で設置された審議会はともかくとして、法的には根拠のない大臣ないし局長の私的諮問機関(研究会、調査会)による同業組合代表(経営者団体、労働組合、農業団体、医師会など)との合意が、政策決定にあたって事前にとりつけられる。かくて今日において立法(法律)の概念は拡大され、現代資本主義の立法は法形成過程と法執行過程をふくめて理解されなければ実態をつかみえなくなっている」(9ページ傍点引用者)、と。そしてこうした圧力団体としての「同業組合代表」が立法と執行過程に果たす役割は急速に大きくなってきており、しかもこのばあい「議会を通す働きかけよりも行政をとおしての関与の方が重きをなす」(9ページ傍点引用者)。もちろん氏はこうした傾向は、すなわち「立法過程において社会諸集団のいろいろな力が作用する」という傾向は当然ありうることでありということを指摘するのを忘れない。だが同時に氏は労働制度を構造改変するこの政策転換においては、以上のような政策決定における「サブシステム」を活用することは、「今日では新しい意味をもつ」とされる。すなわちこの新しい意味内容は第1に「法形成過程において労使の合意をとりつけるとき」に、「同業組合代表としての独占的地位が労使、とりわけ労働組合において形成されていないばあいに、言い換えれば労働組合代表が「ヘゲモニーをもちえないばあいに」行政が大きな役割を果させ

られる。第2に「法執行過程において」大幅な裁量権のもとに官僚制機構を利用して「立法の趣旨を逸脱した行政行為が行なわれるばあいに、その役割の大きさが問題となる」とされる。ここに労働運動が退潮し、かつ議会制民主主義が損われている今日の状況のもとで生じている「政策転換」の内容についての氏の鋭い洞察を見ることができるのである。

序論3の「労働基準の形成と労働者」では、まず三好氏は『資本論』第1巻第23章第3節「相対的過剰人口または産業予備軍の累進的生産」において資本制的蓄積が一方で労働にたいする需要をふやしながら、他方で同時に失業者の圧力が就業者により多くの労働を強制すると述べられていることを指摘しつつ次のように言われる。「つまり、ここでは、就業者と失業者の関係において、労働の支出量がとらえられているのである。労働の社会的必要総量が、生産物の社会的必要総量と一致しているという前提において労働支出の量的基準をとらえれば、この労働基準は、失業者の圧力によって就業者に強制される労働量となる。労働の社会的総量が、全労働者に分割されるのではなく、就業者に分割されるということ、労働基準は示している」と。つまり労働基準は「資本の蓄積によって規定されている」のであり「労働基準は、就業者ばかりか失業者とも関連してきまる。失業者が増加しその圧力が増せば、就業者により多くの労働が強制される」。そこで失業者を減少させるためには、相対的過剰人口の累増を一時的にせよ止めうる急速な経済拡大が持続されなければならないのであるが、こうした拡大が持続しうるとすれば、労働基準は、就業者と失業者を問わず、労働と生活の基準となることができ。だがこうした拡大は「例外的にしか存在せず、失業者を残存させるかぎり、労働基準は労働と生活の基準を分離させることになる」（11ページ傍点引用者）とされる。このように氏は資本制的蓄積が失業者を残存させ、労働基準の内容における労働と生活の基準を分離したものにするとすることを指摘した上でさらに労働基準について次のような概念を提示される。「労働基準は、賃金——時間あるいは個数ではかられた賃金——がそれに関与するにしても、賃金に表示される労働によってのみ示されるものではない。労働基準は、利潤部分をも含む労働の総量によって示されるものである。労働基準は、社会的総生産に必要な労働総量を、総就業者数で除したものであるが、その具体的な水準は、賃金、労働時間、労働強度、労働環境などで示される。したがって労働基準は、これを分配の基準としてみれば、社会的総生産物の純増部分を資本家と労働者とのあいだで分割する比率となる」とされる。そして、「いくら働くかという労働基準とい

くら支払われるかの分配基準との、この分離は、資本と労働との交換関係に内在する所
有と労働の分離を表わしている。つまり、労働者が生産した生産物は資本所有者のもの
で、労働者は労働力の価値に見合う賃金を受けとるだけである。労働基準と分配基準の
この分離は、労働基準が具体的水準として賃金、労働時間などで示されるさいに、分配
基準としては労働者と資本家との階級的対抗関係のもとで生活の保障水準を確保する問
題を発生させる。階級闘争の結果として、分配基準の保障水準を確保させることが、労
働者の生活を保障する社会制度を成立させることになる。それとともに、社会の構成員
全員の生活を保障する制度として、失業者にたいする生活保障を制度内にとりこむこと
になる」（12ページ）と。

三好氏による「労働基準」概念に対するこの叙述部分は筆者にとってもっとも難解な
部分であって、氏による更に一步ふみ込んだご説明を頂きたいところであるが、筆者な
りに敷衍すれば、氏はここで労働基準の本源的規定と歴史的規定を確定されることによ
って歴史的展望を得ようとされておられるようである。

このような「労働基準」概念を確定された上で氏はこの序論部分においてもっとも注
目すべき、かつ氏がもっとも主張したいであろうと思われる理論を展開されるのである
が、この点はこの序論部分においてのみならず本書全体においてももっとも傾聴すべき
ものように筆者には思われる。このことを一言で尽すことはむずかしいが、あえて言
えば氏はここで現代資本主義におけるケインズ政策から非ケインズ政策への転換のも
つ、労働者階級の労働と生活に重大な否定的作用を及ぼすこの歴史的な意味内容を、
「労働制度の構造」の根本的变化の問題として内在的に把握されようとしていることで
ある。すなわち氏は古典的理論においては、不況期においても労働力の需給関係は賃金
が低下することによって均衡するものとされて来たが、こうした状況のもとにあって
は、失業者は「生活困窮者」「救貧法の対象者」にすぎず「分配基準の外におかれるも
のでしかなかった」。これに反して、分配基準が就業者と失業者とを含めてとらえられ
るようになるのは「現代資本主義」つまりケインズ主義においてである。すなわちケ
インズ主義において労働基準と分配基準はともあれその分離を克服することになる。もち
ろん「分配基準とのあいだの分離から回復した労働基準は、この回復だけでは労働と所
有の分離を克服できるものではない」。とはいえ、失業者にも分配がおこなわれるとい
うことは、「労働と所有の分離」としての「一定の克服」言いかえれば「搾取に対す
る制限」であり「資本機能の制限」を意味する。こうしてケインズ主義においては「労

働者にたいする分配の改善と保障の制度」が不可避となるのであるが、このことはまた労働者階級をして「分配の改善と保障の権利」（傍点引用者）を国家に対して主張しうる根拠が与えられる。かくして現代資本主義の労働制度の構造は「基本的には労使関係と社会保障の制度によって構成され、名目賃金の上昇と失業補償の拡充を実現する」。かくして三好氏によれば「ケインズ政策がとられるかぎり、この労働制度の構造のもとで労働者は、その獲得物を増嵩させよう」（14ページ）ということになる。

しかし、氏の強調したいことはこれ後のところにある。すなわち、このようにケインズ政策によってつくられた労働制度の構造は現代資本主義がスタグフレーションにおち入り、ケインズ政策から非ケインズ政策へと転換せざるを得なくなったとき変化せざるを得なくなったのである。そしてこうした労働制度の構造の変化は以下のような形でひき起される。すなわち第1には実質賃金の上昇を生産性上昇以下に押さえこむために「団体交渉を分権化して企業労使関係を軸に」（傍点引用者）労働制度を「再構成」しようとすることによって。第2にはこれまでケインズ政策によってとらえられていた失業率をどこまでも下げる完全雇用を放棄することによって「自然失業率を基準にして実際の失業率がそれを若干上回る不況のばあいにも、有効需要の創出によらず実質賃金の低下によって失業率を下げようとするでもたらされる」（傍点引用者）。そしてこのことは結局のところ「福祉制度の見直し」ということにゆきつくのであり、さらにはこうした労働制度の構造の変化はなによりも「労働者権利の状況の変化」としてあらわれることになるのである。

以上分量としてはわずか12ページにすぎない本書の序論部分の要約に筆者はほぼ同じ分量の言辞を費すの愚を犯してしまった。だが筆者がこうしたのは筆者の要約能力を別にすれば、このわずかな量の序論に本書の編者たる三好氏の現代労働政策に対する深い洞察がきわめて凝縮された形でしめされており、このことが本書全体の流れをも形づくっているように思えるからである。

同じ三好氏によるⅠ「現代日本労働政策の性格」は、以上のような視角から氏が現代日本の労働政策の問題に取り組んだいわば各論にあたる部分である。換言すれば序論では現代労働政策が「現代資本主義」というグローバルな視点から考察されていたのに対し、ここでは現代資本主義における政策転換が日本の労働政策においてどのようにあらわれ、いかなる特徴を形づくっているかが究明される。

本章ではまず、一、「今日の労働経済情勢と労働政策」において、わが国におけるケ

インズ政策の後退する中で、労働行政が社会保障制度の見直しとともに、雇用機会の拡充と団体交渉よりも「適当な参加(労使協議)とを重視する労使関係制度における分権化を合わせて、労働制度改変と結びついた内容になっている」と指摘し、さらに今日の労働政策の特徴は労働行政が「職場労使関係レベルに焦点を当てていること」であるという注目すべき指摘をおこなっている。

次いで三好氏は二、「労働行政における今日の特徴」において、労使関係、労働基準、職業安定および労働者生活の各行政が今日現実にとどのような展開を見せ、かつどのような特徴をもっているかを具体的に究明する。まず労使関係について見れば今日の労使関係行政は企業労使関係行政と労働組合側からの政策・制度要求にかかわる行政の二つの領域があるとす。だがこの二つの領域における労働行政の重点は、あくまでも両者の企業労使関係行政にあるのであって、後者にはない。政策、制度要求は全民労協がその活動の柱」としているところでもあるが、しかしそれは政府の労働行政にとってはむしろ歓迎すべきところとなっている。すなわち、氏はこの点を次のように鋭くかつ明快に指摘している。「全民労協主軸の『春闘再構築論』については、日経連はもちろんのこと、鉄鋼労連をはじめとして労働組合内部にも意見の不一致がある。賃金の統一交渉が否定されるがゆえに、政策・制度要求は、組織拡大が追求されるなかで、全民労協の活動の柱として重要なものとなる。なぜなら、企業労使関係は、賃金格差をプリンシパル・ベネフィットで補足する必要がある、そのための制度的補足が要請されるからである」(傍点引用者—26ページ)。かくして労働行政の主要な側面は第一の企業労使関係行政にあるが、それは次のような論理によって立ちあらわれる。すなわち、「ケインズ主義と福祉国家」からの脱却は、従来の労使慣行に一定の変更をせまるものであって、たとえばイギリス・サッチャー政権の例がそれである。ここでは1980年雇用法、82年雇用法、83年労働組合法によって、ヒース政権で整備された労使関係の法秩序が段階的に復活させられてきたことなどは、「労働慣行の規制・変更を示す一つの事例」である。この点はわが国においても然りであるが、この国においては「ケインズ主義と福祉国家」からの脱却は「高度成長時代の賃金引上げ慣行を見直す」という形でおこなわれており、「この見直しは、生産性上昇の範囲内での賃上げを可能にしてきた労使慣行、すなわち生産性協議と支払能力を考慮した賃金交渉を軸とする労使関係をさらに一步すすめることを意図するもの」である。つまり、このことは次のことを端的に主張しているのである。すなわちもはやケインズ主義からの脱却によってこれまで高騰してきた消費者物価は

「安定」したのであるから、毎年おこなって来た賃金引上げ交渉の必要はなくなったのであって、わずかに必要とされるのは「企業の成長目標」、「体質改善目標」と「両立」する賃金決定（傍点引用者）にすぎないのである、と。見られるように、ここにはわが国労働行政が、ひいてはわが国現代労働政策がなによりもまず企業労使関係政策として立ちあらわれざるを得ない論理が見事に別出されている。

次いで三好氏は労働基準についてのべるが、氏は労働基準行政は本来「労働者の生命と健康を守り、快適な作業環境を形成することである」と指摘した上で最近の労働基準行政がこうしたものから大きく変質しつつあることを明らかにする。すなわちそもそも「憲法第27条第2項にもとづき、賃金、就業時間、休息その他の勤労条件の基準を法律で定めるにあたって、その当時、戦前の労働関係に残存していた封建遺制の排除が不可欠であった。しかし、現在、労働大臣の諮問に答える私的機関である労働基準法研究会の報告では、労働関係から封建遺制を排除するという当初の理念は時代遅れのものとされ、この理念にもとづく労働基準法上の規程の改廃が主張されるようになった」。そして今やこれに「かわって、高齢者と女子の雇用創出、ME化を軸とするサービス経済化に対応した柔軟な就業形態に即した労働関係と労働基準形成が課題となったとされる」（傍点引用者—27～28ページ）と。そしてこうした「柔軟な就業形態」たる労働者派遣事業とパートタイムに対する政策が、あたかも、かつてかの家内労働関係を解決するというよりもむしろ家内労働法によってこれを公認したのと同じように法的にないし行政的にその実態を追認するものでしかないものとなっていることを鋭く指摘する。

さらに職業安定については「ケインズ政策が反省され、過剰な労働力を吸引する経済成長が望めないとしたら、アメリカの戦略と政策のもとで、独自の政策手段をとりえなくなっているなかで、この過剰をどのように解決しようというのであろうか。そこで、政策担当者からすれば、労働力の価格が下がれば、労働力需給の均衡が回復するという古典的発想に回帰することになる」。そしてこのための方策として政策側はすでに見た賃金の下方硬直性を解決して労働力の価格をおし下げるための方策として労使関係の再編成に手をつけているのであるが、同時に労働力移動の阻害要因の排除がもう一つの政策としてとり組まれる。この場合の労働力移動阻害要因として行政の側が分析しているのは企業内の過剰雇用と高齢者・女子の労働力率上昇による「労働市場への流入」であるが、こうした過剰労働力への対策はそれぞれの市場の「柔軟化ないし活性化を実現すること」であるとされるがこのためにあらわれるのが、労働者派遣事業の法認であり、

勤労婦人福祉法と労働基準法とを一对とした「改正」であり、さらにはパートタイム労働対策要綱を策定する動きである。そして三好氏はこの一連の動きの結末を次のように鋭く指摘する。すなわちこうした労働力流動化を促進しようという動向は、「労働基準行政の監督行政という性格」を後退させているだけでなく、「サービス行政としての職業安定行政の性格すらも大きく変えようとしている」、つまり職業指導を不可欠とした本来の職業紹介をして「求人情報サービスの提供」（傍点引用者）機関に墮せしめる、と。

ところで労働政策は労使関係、労働基準、職業安定の領域のみならず、労働者の職場内外の生活にかかわる労働者福祉を対象とするが、ケインズ政策後の労働者福祉は、企業的能力主義的人事管理のもとで「総額人件費の合理的配分とフリンジ・ベネフィットに規定」されるものとなる。ここにおいては「完全雇用の実質的破綻と賃金抑制、社会保障費の節約されるもとで」結局労働者は「企業福祉」に頼らざるを得なくなるのであるが、この「企業福祉」たるや労働者をして企業第一主義のもとに抑制された生活を定年にいたるまで継続させるものにしかすぎず、しかも高率の失業率と「労働関係の層・構造化」によって格差のある「企業福祉」のもとに分散化をよぎなくさせるものとなる。

三の「労働政策の民主化と労働者権利」では労働政策の民主化の方途が追及される。このために三好氏は、まず労働者の権利の概念を明らかにした上で、この労働者権利は、集団取引のための団体交渉制度、国家法・自主法および労働慣行によって保障される。そしてこの場合の労働者権利の保障は失業者にたいする保障を含めることによって真の保障たりうる。なぜなら労働者に保障される権利は、労働と生活の基準の保障であり、労使関係、社会保障の制度を包括する広範な制度すなわち「労働制度」の「機能として保障されたもの」であるからである。そしてこの労働制度が、今や現代資本主義の構造的危機によって、労働と生活の基準を保障する機能を後退させられようとしている。それは具体的には男女雇用機会均等法の制定の動きであり、労働者派遣事業の法認の動きであり、パートタイム労働対策要項の決定などの動きであり、さらにまた以上の動きにともなう労働基準法「改正」と運用方針の策定さらには健康保険法「改正」と年金制度の「改革」にせめられる社会保障制度の「見直し」の動きがこれである。

こうした労働政策の動きに対し労働組合と労働者はどのように対応し労働政策の民主化をかちとるべきであろうか。三好氏によれば福祉国家の労働制度は経済成長が持続するかぎり「協調による成果配分の拡大を保証すべく労働市場の規制」をおこなってき

た。しかし持続的な経済成長が困難になると協調による成果配分を拡大することはむづかしくなり、さらにこうした中で非ケインズ政策がとられるようになると、むしろ成果配分の削減が要求されさえる。こうして福祉国家の労働制度が「改革」されることになり労働と生活の基準は低下させられ、それによって「資本主義の危機構造」からの脱出がはかられるに至る。だがこうした「改革」に対抗する運動が呼び起されるが、この運動は当面はまず労働制度の「改革」の阻止を課題とせざるを得ない。しかしこの「改革」阻止の運動を成功させるためには、この運動を支える「物的根拠」がさぐり当てられなければならない。この物的根拠が明らかになれば、この運動は「改革」阻止にとどまらず、労働制度の「民主的改革」の可能性をも生み出すこととなる。問題は、この労働制度の「改革」と民主的改革をめぐる対抗の基礎にある「物的根拠」とはなにかであるが、三好氏はこの場合次の二つの領域を明らかにすることで得られるとする。すなわち第1は「福祉国家の労働制度の機能にたいし労働組合の関与がもたらす効果の領域」であり、第2には「資本と労働とのあいだの配分だけでなく、労働者間の競争を規制することによって資本間の競争を規制し、資本間の配分を是正し、ひいては、資本投資を規制するという領域である」（45ページ）とされる。そこで三好氏はまず第1の領域について具体的には1984年の雇用保険法の一部改正案の成立過程に視点をしぼり、改正をめぐる全労働を中心とする労働組合の活動が改正案を部分的に「是正」させたことを指摘し、受給者のこの運動への直接の参加がなかったために限界をもちながらも、労働組合の関与が一定の効果を持ちえたことを明らかにされる。次いで三好氏は第2の領域の問題すなわち労働者間の競争規制力の意味するところに言及される。三好氏によれば従来労働行政の中で主張されて来た「合理的労使関係」とは、「労使協議制」の名のもとに団体交渉機能をこれに従属させるといったことによって支えられて来たものであるが、今日「春闘」の解体への動きが強まるなかで「最終的に仕上げられようとしている」。したがってこうした条件下で労働者間の競争を規制しようとするのは「困難」であるし、また労働者間の国際的規制の問題も、国際労働機関（ILO）の条約批准にともなう国内法整備が、現実には男女雇用機会均等法に見るように労働基準法の改悪と一体となって進められているところを見ると「いっそうの困難」があることを指摘せざるを得ない。こう見てくると「労働政策の民主化は、一面ではきわめて困難をとまらぬものと覚悟されねばならない」（48ページ）。しかし他面ではこの行政側がおこなう労働制度の「改革」がさげられず、しかもこれが反労働者的なものである以上、ぎゃくに民主的改

革がますます必要であることもまた疑いない。そしてこのためには、労働制度の「改革」に抵抗することが必要であるし、さらに労働関係の「構造化」にたいし労働協約制度の拡張をもって対抗すること、また企業福祉化にたいしナショナル・ミニマムの引上げを対置することが重要である。このように指摘された上で三好氏は以上の行動を保障するものとして、「企業労使関係をこえる労働組合運動を構築すること」また「ネオ・コーポラティズムの動きにたいし、労働者個人の権利を保障することを強調すること」の重要性を指摘され、さらに次のような言葉でこの節を結ばれる。「労働制度の『改革』を『交換的』団体交渉によるネオ・コーポラティズムの形成によって実現しようとしても、職場の労働者をすべて統合することは困難である。職場の労働者にたいするヘゲモニーは、現実の労働制度で起きている問題を解決する正しい展望を示し、不屈の活動を続ける労働者と労働組合とにこそ成果が保障されるものである。労働政策の民主化とは、まさにこのような局面における以上のような課題をかかえているといえよう」(49ページ)。

3

以上三好氏の執筆になる序論と第1章について若干のコメントを交えながらもできるだけ氏の主張に忠実にその内容を要約することに努力して来たが、果して筆者はどれだけ執筆者の意とするところをしめし得たであろうか。万一筆者の要約に思わぬ誤りがあればぜひご指摘頂きたい。

ところで以上氏の主張を読み終って(さらに言えば本書全巻を読み終って)まず深く感銘を受けたことは、現代日本の労働政策が世界経済の変動のなかで、これに対応してあらわれた新たな現代資本主義の指導理論によって大きく変化させられつつあることを、この政策対象となっている日本の労働者階級の視点から鋭くとらえようとしており、かつこうした中での労働者階級としての対応の方向を打出そうとしていることであり、このような視点を第Ⅲ章以後においても貫こうとしていることである。これまでしばしば現代労働政策を解明しようとするとき落ち入りがちであった偏向の一つは、息つく間もなく次々と打出されてくるさまざまな形の労働政策に対して、それがきわめて企業利益優先なかんずく巨大独占体の利益優先で、かつ労働者階級さらには国民にとって苛烈なものであるだけに、しばしば現実的かつ具体的な政策批判に終止し、それが世界的な視野

でいかなる指導理論によって立ちあらわれて来ているものなのか、その指導理論が日本の現実の中でいかに貫徹されようとしているのかを正しく把握する努力に欠けていたのではないかということである。この点で言えば筆者自身もわが国労働政策についてさきやかながら一定の発言をして来ており、最近のわが国労働政策についても一定の考えを出している。しかし甚だ残念ながら筆者には本書に見るような視点が欠けていたということ告白せざるを得ない。こうした意味で本書は現代日本の労働政策の基本性格を、言わばその“正体”をその根底においてとらえようとした唯一の労作であるということができよう。

だが上述した本書の積極面を十二分に評価した上であえて、この点について一言させて頂くならば三好氏は、この新たな非ケインズ政策出現の意味するところを強調するあまり、ケインズ政策の積極的な側面をやや過大に評価しすぎているのではないかということである。たとえば氏は現代資本主義がスタグフレーションにおち入り非ケインズ政策が登場するに至る過程を叙述するにあたり次のように述べられる。「そこで、現代資本主義の労働制度は、ケインズ政策による完全雇用が政策課題として追求されるとき、それに応じた構造をもつことになる。その労働制度の構造は、基本的には労使関係と社会保障の制度によって構成され、名目賃金の上昇と失業補償の拡充を実現する。ケインズ政策がとられるかぎり、この労働制度の構造のもとで労働者は、その獲得物を増嵩させうる」(傍点引用者—14ページ)と。果してそうであろうか。ケインズ主義のもとで労働者はその獲得物を増嵩させうる一つの経済的条件を得るとは言えても、上に引用したようには言えないのではないか。もちろん三好氏もケインズ主義の限界をも原則的な点で指摘することを忘れていない(12~13ページ)。しかし非ケインズ主義出現の否定的意味を強調するあまりともするとケインズ主義の否定面が不問にふされるばかりか、ケインズ政策があたかも『労働者の友』のような外見のままにえがき出される形になっている。氏の引用したような叙述からは「失業補償の拡充」にはあたかも問題はないかのように受取られるが、しかし「世界的規模での民族抑圧と戦争の体制」を意図したアメリカの巨大な軍事費と軍事・経済援助のもとに「国際的規模でのケインズ主義」(置塩信雄「ケインズの雇用理論」の批判)「経済」(季刊)1965年6月(第13号)71ページ)の一環としてとられたわが国の「高度成長下での雇用失業政策」もきわめて欺瞞的なものであったことは多くの人々によって指摘されまた筆者もこれまで少なからぬ機会に指摘して来た通りである。こうした本書の問題点はわが国労働政策展開の段階区分にもあら

われている。すなわちⅡ「労働政策＝行政展開の諸段階」がその最初の時期を高度成長開始期からはじめている。しかし、そもそもあの「高度成長」の開始にはアメリカからの膨大な借款にもとづく巨大な設備投資とともに下山・三鷹・松川に代表される冷厳な労働政策があったことを忘れてはならないであろう（これについては拙稿「労働・雇用政策の現段階とその特質」（黒川編『現代労働の支配と変革』1984年労働旬報社刊参照）。

第2に注目すべき点は、本書ではケインズ政策から非ケインズ政策へのこの政策基調の根本的変化の意味を「労働基準」という概念を1つのキーワードとして解明しており、かなりな程度これに成功していると思われることである。すなわち三好氏は「労働基準」の「経済学的内容」（あとがき）を確定された上で、「失業者にたいする生活保障」が「就業者にたいする労働基準」の維持と同じように重視されていたケインズ政策から、失業者への生活保障が就業者の「労働基準」から切り離され結局は「福祉見直し」に至る非ケインズ政策出現の論理を剔出されている。筆者はわが国におけるケインズ政策が果して「失業率をどこまでも下げる」（14ページ）という政策をとったかどうかについては甚だ懐疑的ではあるが、[※]氏の指摘は現代労働政策のこのドラスティックな変化をしめす1つのポイントをついているという点で注目すべきであろう。

※ たしかにわが国の行政はかの「高度成長」下に失業率を下げるために職業紹介の強化はなかったが、それは三好氏のいわれるような意味ではなかったであろう。

ただし、三好氏が序論においてかなり力をこめて理論展開をおこなっておられる「労働基準」の「経済学的内容」については筆者はなお十分に咀嚼しえたわけではない。

労働基準についての三好氏の理論展開についてはすでに要約したところで述べたので繰り返すことをしないが、三好氏が労働基準について一般に考えられる労働基準のほかにあえて階級的対抗関係を理論枠からはずした概念を設定された意図はどこにあるのであろうか。三好氏がこの概念を本書の冒頭に持ち出される以上はすでに要約したところで述べたようにわが国労働者階級の状態に1個の「展望」を与えようとされているのであろうということは想像にかたくない。だが彼岸と此岸の間に深い霞がかかっている筆者には全く展望がきかないのである。たしかにこの労働基準概念は社会主義のノルマティブを大ざっぱに表現したものであろう。だが移行を問題としているとすればいくつかの媒介項を必要とするのではあるまいか。この点ではまたこの労働基準概念をめぐる問題が三好氏による序論以外では全く扱われていないが、一項を設けてこの問題を展開して頂きたかった。以上の点についてはぜひ今後ご教示頂きたい。

以上をもって筆者のささやかな書評をおわりたいが、これは内容上の問題ではないがもう1つ注文をつけさせて頂ければ、本書は全体として文献注を極力割愛しているようである。だがこの点は一考に値しよう。正しい注によってわれわれは、その論稿の新たな達成がどこにあるのか、換言すればその科学的位置が明らかになるのである。これまでの研究を念頭におき文献をあげてかつ polemical なものにしたら読者は一層楽しく本書に接しえたであろう。

以上甚だ勝手なことを述べて来たが、繰り返し言えば、本書は急激に展開されつつあるわが国労働政策の解明に正面から取り組んだ力作である。現代・労働問題に関心のあるものは誰でも本書を避けて通ることはできないであろう。聞くところによると編者等は現代資本主義の解明の旅に再び出発されたとのこと、編者および執筆者諸氏の前途を心から祝福して筆をおきたい。